

「第56回国連婦人の地位委員会（CSW）及び
環境と女性（リオ+20）について聞く会」農林水産省提出資料

活力ある農山漁村の実現に向けた 男女共同参画の確立を目指して

平成24年2月17日

農林水産省 経営局 就農・女性課

農山漁村における男女共同参画の現状と推進方向

- 女性農業者は、農業就業人口の約半数を占めるなど、農村において重要な役割を果たしているものの、農業経営や地域社会における評価は十分ではなく、その参画を一層推進していくことが重要。

現 状

- 農業の担い手として女性は重要就業人口に対する女性の割合

農業（H22年）	49.9%
----------	-------
- 農業経営への積極的参画を希望女性農業者の4割弱が「経営者や共同経営者として農業経営全体を取り仕切りたい」「共同経営者として特定部門の経営を取り仕切りたい」と考えている。（H20年）

一方で

〈社会参画の状況〉

農業団体等における女性の占める割合

	H12年	H17年	H22年
農業委員	1.8%	4.1%	4.9%

	H12年度	H17年度	H21年度
農協役員	0.6%	1.9%	3.5%

注：農業委員会は、各市町村ごとに原則として設置が義務付けされており、その委員は選挙の他、市町村議会や農協等の推薦により選任。

〈経営参画の状況〉

認定農業者に占める女性の割合（H21年）	3.6%
----------------------	------

女性の起業活動における年間販売金額300万円未満の経営体の割合（H21年）	54.5%
---------------------------------------	-------

〈女性の働き方に関する状況〉

農林漁業者の女性の1日平均の労働時間（家事・育児・介護を含む）（H15年）	男性の1.10倍
---------------------------------------	----------

男女共同参画社会基本法

食料・農業・農村基本法
（第26条：女性の参画の促進）

農山漁村における男女共同参画の実現に向けた施策の推進

農業委員など政策・方針決定過程への女性の参画の促進

- 農業委員等農業者団体では女性役員等の登用目標を設定し、その達成に向け取り組むとともに、地域の理解・気運の醸成に向けた啓発活動を実施

農業経営や起業活動への女性の参画の促進（女性の経済的地位向上）

- 女性認定農業者の拡大等を通じた経営における女性の位置付けの明確化
- 女性の起業活動の高度化・安定化に向けた取組への支援

家族経営協定の推進（女性が働きやすい環境づくり）

- 農村における仕事と生活のバランスに配慮した働き方の推進

女性の能力を6次産業化などに一層活用

女性の活躍を核とした地域農業の活性化
農山漁村における男女共同参画社会の実現

地域農業の活性化や6次産業化に女性の能力を活かすために

- 女性は、農業や地域の活性化において重要な役割を果たし、6次産業化の担い手としても大きく期待されており、その能力の発揮を一層促進する必要があります。
- このため、「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」（平成23年10月25日食と農林漁業の再生推進本部決定）において、「農林水産施策における女性優先枠の設定、計画づくりに際して女性の参画を求めるなどの措置を講ずる」とされ、平成24年度予算から以下の施策を講じることとしました。

6次産業化などにチャレンジする女性を優先的に支援

補助事業等の実施に当たって、女性農業者等が応募した場合に優先的に採択される枠の設定やポイントを加算することにより採択されやすくする等の配慮を行います。

1. 経営体育成支援事業

多様な経営体の育成・確保を図るために必要な農業用機械等の整備を支援します。

2. 6次産業総合推進事業のうち6次産業推進地域支援事業

地域の農林漁業者等に対する新商品開発や販路開拓、技術研修会の開催等を支援します。

3. 6次産業化推進整備事業

6次産業化の推進に必要な機械・施設等の整備を支援します。

4. 知的財産戦略・ブランド化総合事業のうち食文化活用・創造事業

地元食材を活用した伝統料理の改善等により、地域を活性化する取組を支援します。

1～3の事業については予算額の1割程度、4の事業については採択数の3割程度を女性起業家枠とします。

この他の事業についても、女性の取組の促進に配慮した措置を講じます。

企画・立案段階からの女性の参画を促進

○ 戸別所得補償経営安定推進事業

地域農業の目指すべき方向や確保すべき経営体の姿を定めた「人・農地プラン」の検討に当たって、女性が概ね3割以上参画することを要件化します。

地域で活躍する女性経営者の更なる発展支援

○ 女性・高齢者等活動支援事業のうち女性経営者発展支援事業等

女性経営者相互のネットワークの形成や、企業経営者等との交流機会の設定、全国レベルの情報交換による女性経営者の声の集約などを通じて、女性経営者の飛躍的な発展を促します。



農山漁村における男女共同参画の推進に関する施策の体系

- 男女共同参画社会基本法及び食料・農業・農村基本法に基づき、農山漁村における男女共同参画を推進。
- 「ゼロ組織の解消」等農協、農業委員会における具体的な女性登用目標を設定し、その達成に向けた取組を推進。

男女共同参画社会基本法 (H11.6)

男女共同参画基本計画 (H22.12)

「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」

第2部 施策の基本的方向と具体的施策

第6分野 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進

- 1 意識改革と政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- 2 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備
- 3 女性が住みやすく活動しやすい環境づくり

成果目標

項目	現状	成果目標 (期限)
農業委員会、農業協同組合における女性が登用されていない組織数 (注)	農業委員会：890 (平成20年度) 農業協同組合：535 (平成19年度)	農業委員会、 農業協同組合とも 0 (平成25年度)
家族経営協定の締結数	40,000件 (平成19年度)	70,000件 (平成32年度)

(注) 農業委員、農業協同組合役員を対象

食料・農業・農村基本法 (H11.7)

第二章 基本的施策

第三節 農業の持続的な発展に関する施策

(女性の参画の促進)

第二十六条 国は、男女が社会の対等な構成員としてあらゆる活動に参画する機会を確保することが重要であることにかんがみ、女性の農業経営における役割を適正に評価するとともに、女性が自らの意思によって農業経営及びこれに関連する活動に参画する機会を確保するための環境整備を推進するものとする。

食料・農業・農村基本計画 (H22.3閣議決定)

第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

2. 農業の持続的な発展に関する施策

(3) 意欲ある多様な農業者による農業経営の推進

④ 人材の育成・確保等

イ 農村を支える女性への支援と高齢農業者の活動の促進

農業人口の過半を占め、農業や地域の活性化で重要な役割を果たしている農村女性の農業経営への参画や、地域資源を活用した加工や販売等に進出する女性の起業活動を促進する。また、女性の地域社会への一層の参画を図るため、家族経営協定の締結の促進等を通じ、農村における仕事と生活のバランスに配慮した働き方を推進するとともに、政府の男女共同参画に関する目標の達成に向け、農業協同組合の女性役員や女性農業委員等の登用増等の目標を設定し、その実現のための普及啓発等を実施する。

農業委員など政策・方針決定過程への女性の参画の促進

- 農業委員あるいは農業協同組合の役員に占める女性の比率についてみると、増加傾向にあるものの、依然として低い水準。
- このため、農林水産省においては、各農業協同組合及び農業委員会における女性役員等の登用目標を設定し、その達成に向け、普及・啓発等を行うとともに、都道府県・関係団体等に協力を要請。

農業者団体の役員等に占める女性の割合の推移

単位：人、%

	H12年	H17年	H20年	H22年
農業委員数	59,254	45,379	37,456	36,330
うち女性	1,081	1,869	1,741	1,792
割合	1.8%	4.1%	4.6%	4.9%
農業委員のうち選任委員		11,062	9,321	8,962
うち女性		1,398	1,363	1,407
割合		12.6%	14.6%	15.7%
選任委員のうち学識経験者		5,924	4,722	4,528
うち女性		1,369	1,321	1,356
割合		23.1%	28.0%	29.9%

	H12年度	H17年度	H20年度	H21年度
農協個人正組合員数	5,240,785	4,997,797	4,816,570	4,762,961
うち女性	746,719	804,583	872,402	881,294
割合	14.2%	16.1%	18.1%	18.5%
農協役員数	32,003	22,799	20,074	19,505
うち女性	187	438	605	690
割合	0.6%	1.9%	3.0%	3.5%

資料：農林水産省「農業委員会及び都道府県農業会議実態調査」
農林水産省「総合農協統計表」

注1：各年の値は、農業委員が10月1日現在、農協が事業年度末現在。
注2：「農業委員のうち選任委員」とは市町村の議会や農協、農業共済組合及び土地改良区の推薦で選任された委員

農業委員及び農協の女性役員等の登用目標

新たな食料・農業・農村基本計画を踏まえた女性の登用促進のための普及・啓発について（H22.8.3付け経営局長通知）

食料・農業・農村基本計画を踏まえ、農林水産省では、各農業協同組合及び農業委員会において

- ① 役員等に女性が一人も登用されていない組織を次回の役員等の改選時において解消すること
- ② 平成27年3月までに、各組織において2名以上の女性役員等の登用を確実に達成すること

を具体的な目標として設定し、その達成に向けて取り組むこととし、都道府県及び関係団体に対し目標達成に向けた協力を要請。

女性の参画促進に向けた意識啓発等



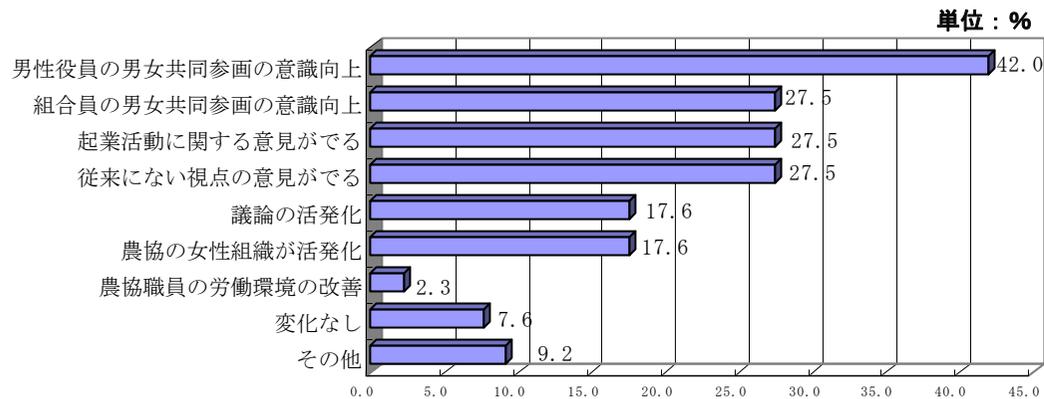
農山漁村における男女共同参画に関する理解や気運の醸成を図り、女性農業者等の経営・社会参画を促進するための研修会の開催等を支援するとともに、JA都道府県中央会・農業委員会組織のトップ層に対し、ヒアリング等を通じ直接的な働きかけを実施。

農山漁村女性の日記念のつどいを開催（H23年3月）

農業者団体等における女性の登用促進の取組

- J Aにおいて女性役員が登用されたことにより、農業分野や地域生活分野での男女共同参画が促進される等の変化が見られる。
- 農業者団体等では、女性の登用を進めるため目標を掲げて推進している。

J A女性役員の出現による農業分野の変化（複数回答）



資料：農林水産省経営局人材育成課調べ(平成20年12月)

注：農協の女性役員等に対するアンケート調査

農業者団体等における女性の登用推進状況

○ J A 全中

「J Aの運営参画目標を、正組合員の25%以上、総代の10%以上、理事等は2名以上とし、J Aとしての方針を明らかにして取り組む。」ことを決議

(第25回 J A全国大会 (平成21年10月8日))

J A 役員総数 19,505人

うち女性 690人 (3.5%)

集計組合数 741

資料：平成21事業年度 経営局調べ

○ 全国農業会議所

意欲的な女性農業者等の選挙委員への立候補促進、選任委員への登用の促進するため、平成22年度全国農業委員会会長大会(平成22年5月27日開催)において「1農業委員会当たり複数の選出を目指す」ことを特別決議。

農業委員総数 36,330人

うち女性 1,792人 (4.9%)

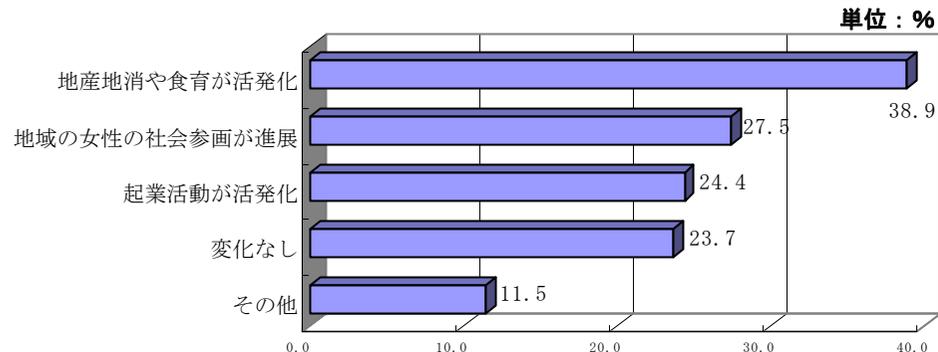
農業委員会数 1,776

うち女性のいない農業委員会数 828 (47.7%)

資料：農業委員会及び都道府県農業会議実態調査

(H22.10.1現在)

J A女性役員の出現による地域生活分野の変化（複数回答）



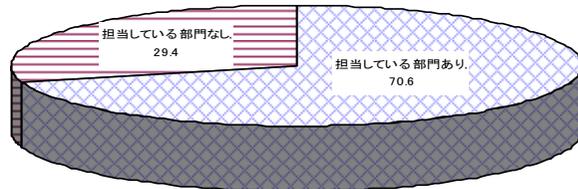
資料：農林水産省経営局人材育成課調べ(平成20年12月)

注：農協の女性役員等に対するアンケート調査

農業経営や起業活動への女性の参画の促進

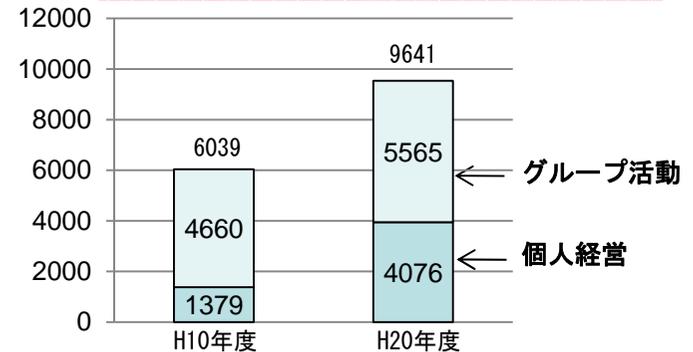
- 女性農業者の7割が農業経営において担当している部門を持っており、経営への参画は進展。女性の認定農業者についても年々増加しており、認定農業者に女性になることによって、経営における女性の位置づけを明確化。
- 地域農産物を活用した特産加工品づくりや直売所での販売など農村女性の起業活動への取組は毎年増加。しかしながら、年間売上金額が300万円未満の零細な経営体が全体の過半を占めており、経営の高度化・安定化に向けた取組が重要。

女性就業者が責任をもって担当している部門の有無



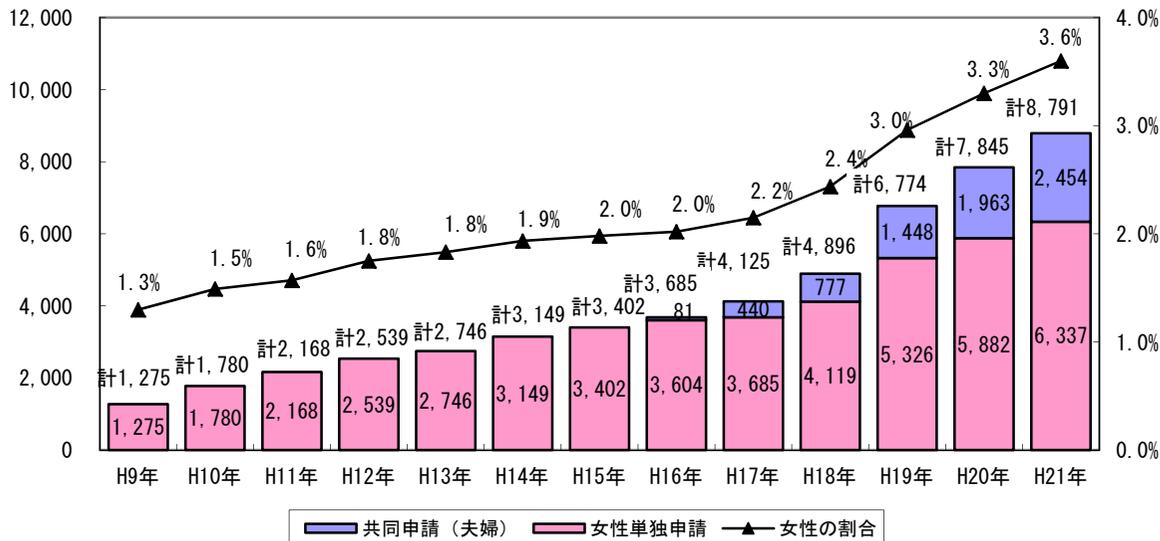
資料：農林水産省「農業構造動態調査－女性の就業構造・経営参画状況調査－」（平成15年7月現在）

起業活動の推移



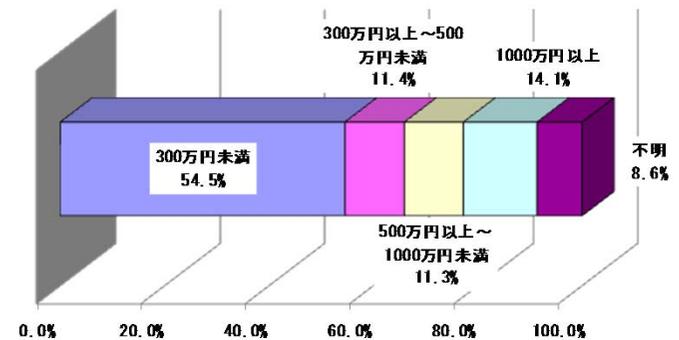
資料：農林水産省「農村女性による起業活動実態調査」（平成21年3月31日現在）

女性の認定農業者数の推移



資料：農林水産省「農業経営改善計画の営農類型別認定状況」

起業活動の売上金額（過去1年間）



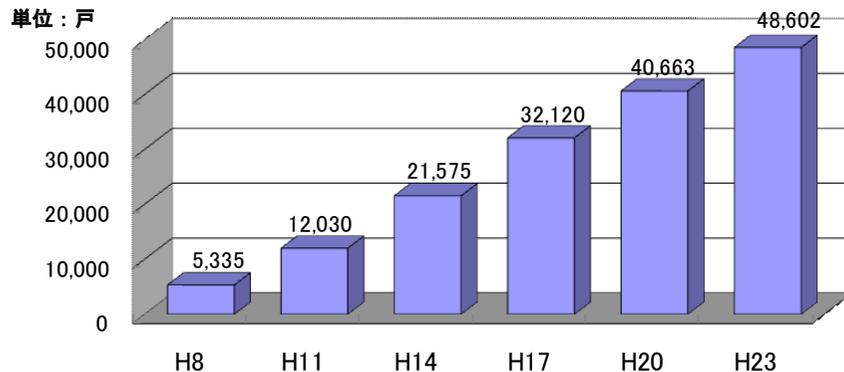
資料：農林水産省「農村女性による起業活動実態調査」（平成21年3月31日現在）

家族経営協定の推進

- 家族経営協定締結農家数は毎年増加しているものの、農家数の1割程度と依然低い水準。
- 農業経営の方針決定、労働時間・休日、農業面の役割分担、労働報酬などに関して取り決める家族経営協定の締結を通じて、仕事と生活のバランスに配慮した働き方の推進。

家族経営協定とは、近代的な家族農業経営の実現を目指し、経営の方針や家族一人ひとりの役割、就業条件・就業環境などについて家族みんなで話し合いながら取り決めるもの。

家族経営協定締結農家数の推移



資料：農林水産省「家族経営協定に関する実態調査」

注1：平成11年までは8月1日現在、平成14年以降は3月31日現在。

注2：東日本大震災の影響により、宮城県及び福島県の一部については、平成22年3月21日現在のデータを引用。

協定締結農家数の割合

農家数 (千戸)	360
家族経営協定の締結農家数 (戸)	48,602
農家に占める締結農家の割合 (%)	13.5%

資料：2010年世界農林業センサス

注：農家数は主業農家数。なお、主業農家とは農業収入が農外収入より多く、かつ65歳未満の農業従事60日以上の方がいる農家

取り決めている協定の内容

取り決め内容	割合
農業経営の方針決定	90.4%
労働時間・休日	88.4%
農業面の役割分担 (作業分担、簿記記帳等)	79.3%
労働報酬 (日給、月給)	72.7%
収益の配分 (日給、月給以外の利益配分)	46.7%

(注) 複数回答である。

資料：農林水産省「家族経営協定に関する実態調査」(平成20年データから)

制度上のメリット

○認定農業者制度

実質的に共同経営を行っている場合、収益の配分と経営方針決定への参画が明確にされている家族経営協定が結ばれていること等を要件に、夫婦等による認定農業者の認定の申請が認められる。

○農業者年金

青色申請をしている認定農業者等と家族経営協定を締結して、経営に参画している配偶者、後継者に対しては、基本となる保険料(20,000円)のうち一定割合の国庫助成が行われる。